



茨城県

令和7年度

茨城県の監査

監査のあらまし

令和6年度監査等実施結果

令和7年5月

茨城県監査委員事務局

目 次

I 監査制度の概要

1 監査委員とは	1
2 茨城県の監査委員は4人	1
3 監査専門委員とは	1
4 監査委員制度について	2
5 監査基準	4
6 監査の対象及び報告・公表	6

II 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類	7
---------------	---

III 監査計画

1 監査計画	9
--------	---

IV 監査結果（令和6年度）

1 定期監査	17
2 随時監査	18
3 財政的援助団体等の監査	19
4 行政監査	20
5 決算審査及び基金運用状況審査	22
6 健全化判断比率等審査	27
7 内部統制評価報告書審査	28
8 住民監査請求に基づく監査	29

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況	31
----------------	----

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは	35
------------	----

VII 監査委員事務局

1 監査委員事務局	38
-----------	----

I 監査制度の概要

1 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

知事から独立した立場で、県の財務や事務・事業等の執行の正否や適否を茨城県監査基準に基づき監査等を行い、その結果を公表することによって、県民や議会等が正しい判断をするもとなる情報を提供します。

※独任制

それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため、教育委員会のように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

2 茨城県の監査委員は4人

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営に関し優れた識見を有する者と県議会議員のうちから、議会の同意を得て知事が選任します。

茨城県では、識見を有する者から2人、議員から2人の計4人が、監査委員に選任されています。識見を有する者から選任した監査委員のうち1人は常勤と定められています。

3 監査専門委員とは

監査専門委員は、地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の監査・審査等に必要な専門性を補完するため、設置することができることになった制度です。

茨城県では、令和2年度から設置し、弁護士1名と公認会計士1名が、住民監査請求などに対する高度な法律判断に基づく助言や公営企業会計決算審査などに対する専門的な会計知識に基づく助言を行っています。

< 監査委員 >

氏名	区分	就任年月日	任期
石井 邦一	議会選出委員 (非常勤)	令和6年12月17日	議員の任期
鈴木 将	議会選出委員 (非常勤)	令和6年12月17日	議員の任期
澤田 勝	識見委員 (代表監査委員・常勤)	令和4年7月1日	4年
田中 美和	識見委員 (非常勤)	令和6年10月1日	4年

< 監査専門委員 >

氏名	区分	就任年月日	任期
大和田 一雄	弁護士	令和2年6月4日	2年
蛭田 清人	公認会計士	令和2年6月4日	2年

(ともに令和4年7月1日、令和6年7月1日再任)

4 監査委員制度について

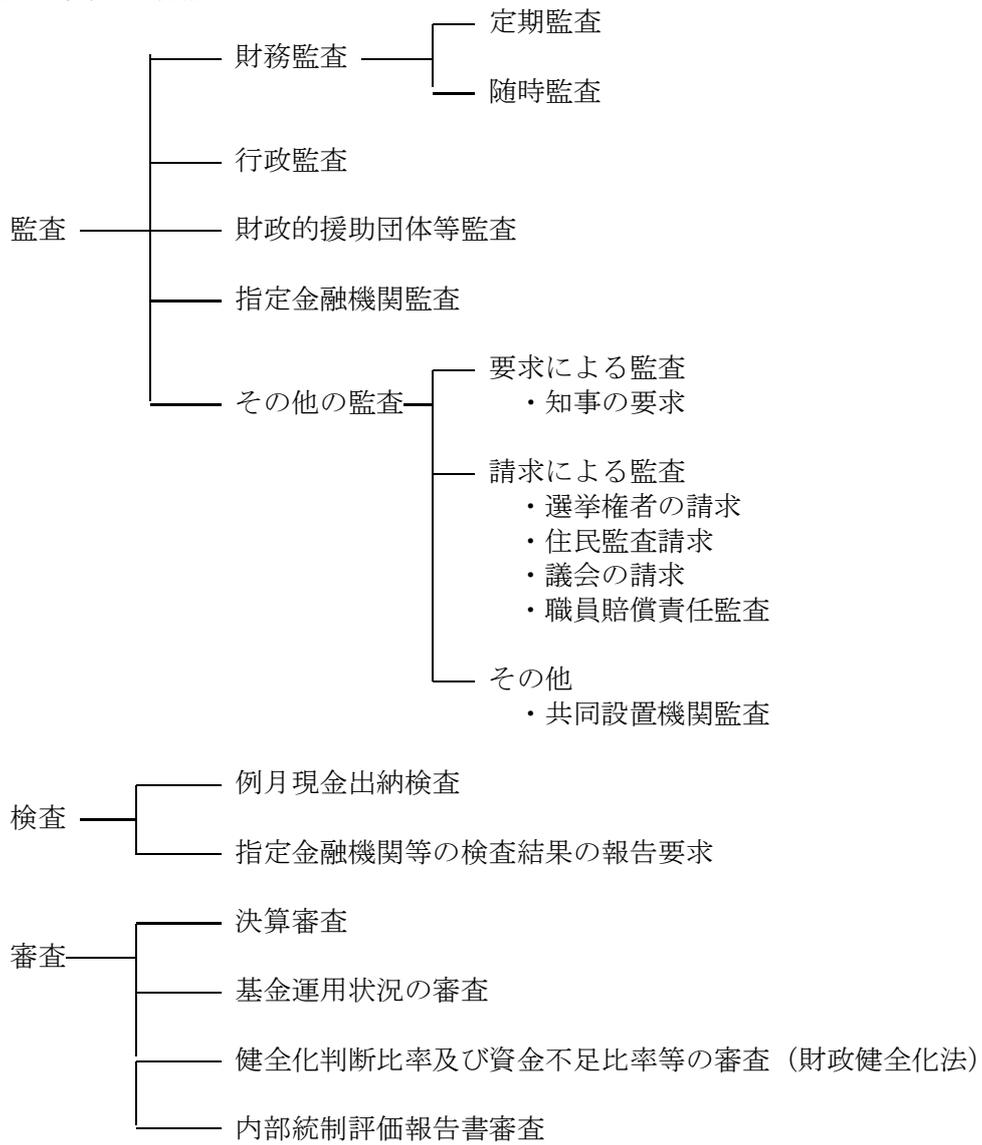
(1) 根拠法令

監査委員—— 地方自治法第195条 ——茨城県監査委員に関する条例
(監査委員の設置及び定数)

監査委員制度に係る地方自治法の改正の概要

- 昭和22年制定 監査委員は必置定数4人とされた。
- 昭和31年改正 財政的援助団体等に対する監査制度が整備された。
- 平成3年改正 行政監査制度が整備された。
- 平成9年改正 外部監査制度が整備された。
- 平成18年改正 識見を有する監査委員の数を条例で増加できることとされた。
- 平成29年改正 監査委員が監査基準を定め、公表することとされた。
監査結果に対する措置について勧告できることとされた。
条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができることとされた。
監査専門委員を置くことができることとされた。

(2) 監査委員の職務権限



5 監査基準

監査基準は、法令の規定に基づいて、監査、検査、審査その他行為の適切かつ有効な実施を図るための基準で、各地方公共団体の監査委員が行う監査は、この監査基準にしたがって行うこととされています。

監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定めることとされ、茨城県においても令和元年12月4日茨城県監査基準を公表し、令和2年4月1日から施行されました。

【茨城県監査基準について】

○監査委員が行う監査

茨城県の事務の執行・管理について以下の観点から監査を行っています。

合規性	→ 法令に適合しているか	} 3Eの観点 経済性 Economy 効率性 Efficiency 有効性 Effectiveness
正確性	→ 正確に行われているか	
経済性	→ 節約できるものはないか、無駄はないか	
効率性	→ より効果的な方法はないか	
有効性	→ 成果は適切か、十分な費用対効果はあるか	



(効率的で無駄のない事務事業の執行)

県民の福祉の増進

○監査の計画的な実施

組織が持つリスクや過去の監査結果などから、監査を効率的かつ効果的にできるように年間監査等実施計画を策定し、この計画に基づき監査を実施します。

○監査等の実施

1 リスクの程度や内容に応じた監査等の実施

各機関でリスクが高いと考えられる事項や過去の監査結果などから、リスクを特定し、リスクに応じた監査を実施することとしています。

なお、茨城県では財務監査項目で特に必要と認める項目について、全機関共通して実施する「重点監査項目」を設定して監査を実施しています。

2 内部統制に依拠した監査等の実施

都道府県では、令和2年4月1日から、内部統制を実施するための体制の整備が法令

で義務付けられ、茨城県でも導入されました。内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、定期監査の方法等について引き続き検討してまいります。

<コラム> 地方自治法における監査基準の位置づけ

監査基準は、平成 29 年の地方自治法改正で新たに規定されました（施行は令和 2 年 4 月 1 日）。

これは、法律ですべての地方公共団体で監査基準の策定を義務付けることによって、監査を実施するに当たって遵守すべき基本原則を明らかにし、監査の質や住民の監査に対する信頼性の向上を図ろうとするものです。

6 監査の対象及び報告・公表

監査委員は、県の全ての機関のほか、出資法人など県が出資している団体や、県が補助金その他の財政的援助を行っている団体等を対象に監査を行います。

監査委員が行った監査の結果は、報告として決定し、これを関係機関に提出し、公表します。関係機関は、監査結果に対する改善のための措置を講じたときは、監査委員に措置の内容を通知し、監査委員は通知の内容を公表します。

県の機関の監査の対象は、県の財務に関する事務の執行及び地方公営企業の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の事務の執行になります。

監査結果の報告の決定は、監査委員の全員の協議により意見を一致させる合議により行うこととされています。

公表については、県ではインターネットを利用して年4回実施しています。

<コラム> 合議できなかった場合は…

監査結果の報告の決定は、監査委員全員の合議によることとされていますが、仮に監査委員の意見が合わず意見の一致を図れない場合はどうなるのでしょうか、監査結果を出せなくなってしまうのでしょうか。

そのような場合にも、法律上規定があり、意見が一致しない事項があること、その事項についての監査委員それぞれ意見を公表することになっています。各監査委員の意見を尊重するとともに、県が多様な意見を踏まえて対応できるよう制度的に保障されています。

Ⅱ 監査・審査・検査の種類

1 監査・審査・検査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令により、様々な種類の監査を行っています。

監査等の種類	区分 ※1	概要	根拠法令 ※2
定期監査	①	毎年実施する県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 4 項
財政的援助団体等監査	② ③	県が出資や補助金等を交付している団体を対象に、対象事業が出資や補助等の目的に沿って行われているかについて行う監査	自治法 199 条 7 項
行政監査	②	特定の事務又は事業を選定して行う監査	自治法 199 条 2 項
随時監査	②	監査委員が必要と認めるときに行う県の事務及び事業の全般を対象とした監査	自治法 199 条 5 項
例月現金出納検査	①	各会計の現金出納や現金保管が、正しく行われているかについて行う検査	自治法 235 条 の 2 1 項
普通会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	自治法 233 条 2 項
企業会計決算審査	①	知事からの審査依頼により、決算の数値が正しいか確かめる審査	公企法 30 条 2 項
基金運用状況審査	①	知事からの審査依頼により、定額の資金を運用するため設置されている基金の運用状況について行う審査	自治法 241 条 5 項
健全化判断比率等審査	①	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく知事からの審査依頼により、県の財政状況を表す指標に対して行う審査	財政健全化法 3 条 1 項、 22 条 1 項
内部統制評価報告書審査	①	知事からの審査依頼により、県の内部統制評価報告書について行う審査	自治法 150 条 5 項
住民監査請求に基づく監査	③	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるとして、県民から監査請求がされたものについて行う監査	自治法 242 条 4、5 項

直接請求に基づく監査	③	有権者総数の 50 分の 1 以上から監査の請求があったときに行う監査	自治法 75 条 3 項
議会の請求に基づく監査	③	議会から監査の請求があったときに行う監査	自治法 98 条 2 項
知事の要求に基づく監査	③	知事から監査の要求があったときに行う監査	自治法 199 条 6 項
指定金融機関等監査	② ③	指金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務についての監査	自治法 235 条 の 2 2 項、 公企法 27 条の 2 1 項
職員の賠償責任に関する監査	②	職員の財務会計行為により普通地方公共団体に損害を与えたと認めるとき、賠償責任の有無等についての監査	自治法 243 条 の 2 の 8 3 項、8 項 公企法 34 条

※1 区分欄

- ①毎年必ず行う監査等
- ②任意に行う監査等
- ③長、議会、住民、公営企業管理者からの請求により行う監査等

※2 根拠法令欄

- 自治法 … 地方自治法
- 公企法 … 地方公営企業法
- 財政健全化法 … 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

Ⅲ 監査計画

1 監査計画

監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、毎年、年間監査実施計画を策定し、これに基づき監査を実施します。

監査委員は、監査等を行うにあたっては、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及び程度、過去の監査結果、監査資源等を総合的に勘案し、あらかじめ年間計画を策定し、これに基づき監査を実施しています。監査計画は、監査委員の合議を経て前年度末までに策定することになっています。

監査計画には、基本方針、監査種別実施方針、監査対象機関、監査の方法、監査時期、重点監査項目、実施体制等を定めることになっています。

令和7年度監査等実施計画

第1 基本方針

県では、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のため、「新しい豊かさ」、「新しい安心安全」、「新しい人財育成」、「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを一体的に推進しており、今後とも、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の3つの基本姿勢を徹底し、人口減少時代を勝ち抜き、次世代に誇れる茨城を引き継げるよう、県民一人ひとりが変化を恐れず、未来を切り拓く「新しい茨城」づくりに全力で取り組んでいくとしている。

一方、本県の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により、財政指標は着実に改善傾向にあるが、急速な高齢化の進展などに伴う社会保障関係費等の増や、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化への対応などによる財政構造の硬直化に加え、物価高騰や混迷する世界情勢、気候変動問題など、景気の下振れリスクにより、予断を許さない状況にある。

このような状況を踏まえ、「茨城県監査基準」に基づき、事務の管理及び執行等について、内部統制の運用に留意し、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに、住民の福祉の増進に資することを目的とし、監査、検査、審査を実施する。

第2 監査種別実施方針

1 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

予算の執行等の財務に関する事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。

- (1) 従来の財務監査に加えて、各機関における内部統制の取組状況を確認し、その整備・充実につながる監査を実施する。
 - (2) 事務事業の成果や効果について、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務事業のあり方について、改善を促す事項について意見し、事務事業の改善につながる監査を実施する。
 - (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、包括外部監査等の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。
- 2 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- 県出資団体等が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、監査を実施する。
- (1) 県出資団体
団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規程等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。
 - (2) 補助金等交付団体
補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。
 - (3) 公の施設の指定管理者
施設の管理は基本協定等に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。
- 3 行政監査（地方自治法第199条第2項）
- 県の組織、職員の配置、事務処理の手続き、行政の運営等について、経済性、効率性、有効性等の観点から監査を実施する。
- 特に、「美術館・博物館の管理及び運営のあり方」について行う。
- 4 随時監査（地方自治法第199条第5項）
- 県の事務事業の執行に関する課題、予備監査等によって把握した課題及び県民が特に関心を持っている事業や、社会的に大きな課題になっている事項等について、必要と認めるときは監査を実施する。

第3 監査の実施計画

1 定期監査

(1) 監査対象機関

監査対象機関は、「茨城県行政組織規則」第4条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課及び室、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所、「茨城県企業局組織規程」第2条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第2条に規定する本局及び病院とし、機関数は382（本庁102、出先280）とする。

(2) 監査の方法

監査は、職員による事前監査（予備監査）と監査委員による監査（委員監査）を、それぞれ実地または書面で実施する。

また、監査事務の効率化に資するため、ICTを活用した監査を推進する。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね次の期間に実施する。

ア 本庁機関は、5月から8月にかけて実施する。

イ 出先機関は、概ね8月から2月にかけて実施する。なお、企業会計機関にあっては、5月から7月にかけて実施する。

(4) 重点監査項目

監査を重点的かつ効率的に実施するための重点監査項目は、次のとおりとする。

ア 業務の適正執行のための「業務の見える化」について

着眼点

- ・ 業務の事務処理フローや必要な業務マニュアルが整備されているか。
- ・ 業務の引継ぎは適正に行われているか。

イ 事務事業の成果や効果に関する検証について

着眼点

- ・ 県総合計画に設定されている数値目標に対する成果や効果を適切に検証評価しているか。
- ・ 数値目標に対する成果や効果について適切に検証評価しているか。

(5) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、監査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき計画的に配置する。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査実施機関

監査実施機関は、「財政的援助団体等選定基準」を踏まえ、前年度までの監査状況及び監査結果等を勘案して選定し、機関数は28（出資団体13機関、補助金等交付団体9機関、公の施設の指定管理者6機関）とする。

(2) 監査の方法

監査は、予備監査及び委員監査を、それぞれ実地または書面により行う。

(3) 監査時期

予備監査及び委員監査は、概ね6月から2月にかけて実施する。

(4) 実施体制

予備監査及び委員監査の実施体制は、実施要領に基づき計画的に配置する。

3 行政監査（地方自治法第199条第2項）

特に、「美術館・博物館の管理及び運営のあり方」については、定期監査とは別に実施する。

4 随時監査（地方自治法第199条第5項）

随時監査等実施要領に基づき実施する。

第4 検査、審査、請求等による監査等

1 検査及び審査

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納については、毎月定例日に委員による検査を実施する。

委員による実地検査は、会計管理者については6月に、公営企業管理者及び病院事業管理者については7月に実施し、その他の月については書面で実施する。

職員による予備検査については、毎月書面（一部実地）により実施する。

(2) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

定期監査、例月現金出納検査その他の監査を踏まえ、令和6年度の普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施する。

決算審査については、概ね8月までに行うものとする。

(3) 健全化判断比率等審査（財政健全化法第3条第1項、第22条第1項）

知事から審査に付された健全化判断比率及びその算定基礎事項書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項書類の審査を、概ね8月までに行うものとする。

(4) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項、第6項）

知事から審査に付された財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等に基づき、概ね8月までに、審査を行い意見を付すものとする。

2 請求等による監査

地方自治法に定める請求等による監査については、法令の規定に基づき実施する。

- ・住民の請求による監査（地方自治法第242条第1項）
- ・直接請求による監査（地方自治法第75条第1項）
- ・議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）
- ・知事の要求による監査（地方自治法第199条第6項、7項、第243条の2の8第3項）
- ・指定金融機関等監査（地方自治法第235条の2第2項）

第5 その他

1 監査における専門性の強化

監査専門委員から、公営企業会計監査や決算審査における指導助言や、住民監査請求等における法的な助言を受けることにより、専門性の高い分野の強化を図る。

2 監査に関する公表等

(1) 監査に関する公表

地方自治法に基づく監査結果等の公表はインターネットを利用して行う。

ア 定期監査及び財政的援助団体等監査

監査の結果に関する報告に合わせて、原則として年3回公表する。

イ 決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査

決算審査及び健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について知事が議会に提出する時期に合わせて公表する。

ウ 行政監査

特に、「美術館・博物館の管理及び運営のあり方」については、年内に公表する。

(2) 監査結果等の活用

監査を通じて把握した事実や課題等について、監査の成果をより効果的なものとするため、関係部局と随時情報を共有し、類似事案の再発防止や内部統制の強化につなげる。

また、再発防止につなげるため、監査結果を整理し、職員が誤りやすい事務処理などを全職員に行政情報ネットワークなどを活用し周知する。

1 定期監査対象機関数

()内の数字は前年度

区 分	監査対象 機関数	予備監査			委員監査		
		実地	書面	計	実地	書面	計
本 庁	102	71	31	102	39	63	102
	(102)	(72)	(30)	(102)	(39)	(63)	(102)
出 先 機 関	280	122	158	280	34	246	280
	(281)	(122)	(159)	(281)	(34)	(247)	(281)
計	382	193	189	382	73	309	382
	(383)	(194)	(189)	(383)	(73)	(310)	(383)

2 財政的援助団体等監査対象機関数

区 分		監査対象 機関数	うち実施機関数	うち実地委員監査
出資団 体 (※1)	出資率 50%以上	16 (16)	9 (11)	2 (2)
	50%未満	9 (8)	4 (3)	0 (0)
	小計	25 (24)	13 (14)	2 (2)
補助金 等 交付団 体 (※2)	交付額 5,000万円以上	70 (62)	7 (7)	0 (0)
	5,000万円未満	161 (109)	2 (1)	0 (0)
	小計	231 (171)	9 (8)	0 (0)
指定管理者(※3)		25 (24)	6 (6)	0 (0)
合計		281 (219)	28 (28)	2 (2)

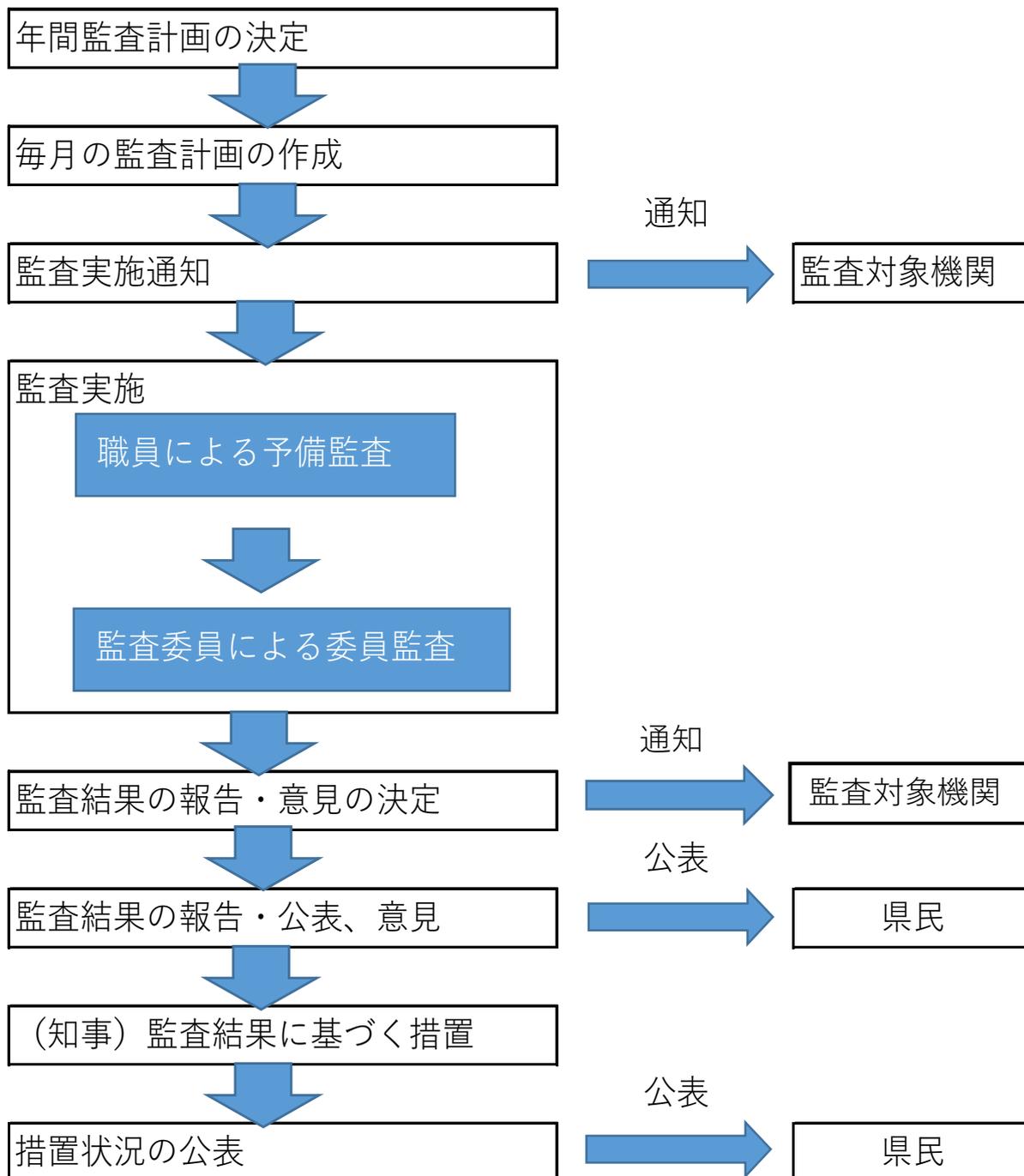
(※1) 出 資 団 体：県出資比率25%以上

(※2) 補助金交付団体：補助金等の交付額1,000万円以上

(※3) 指 定 管 理 者：公の施設の指定管理者（出資団体、自治体等を除く数値。）

【参考】

監査事務の流れ



IV 監査結果(令和6年度)

1 定期監査

地方自治法の規定に基づき、県の全機関を対象に年1回、定期監査を実施しています。令和6年度は383機関を対象に監査を実施しました。

定期監査においては、財務事務や経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているかどうかなど、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し、事務事業の改善につながる監査を実施しています。

監査の結果

指摘が3件、注意が8件ありました。

主な内容

○指摘

- ・ 県税条例改正時に改正漏れが発生し、法的根拠なく、5年間に渡り過大に課税したものの
- ・ 本庁課で事務局を務める団体の事務において、担当職員が預金の解約、払戻請求書への無断押印等により、預金を私的に使用していたもの
- ・ 県執行の土地区画整理事業の実施に基づく土地の賃借料の算定において、支払対象でなくなった者を長期間に渡り含めたままとしたため、賃借料の過払が続いたもの

○注意

- ・ 国庫補助金の受入事務において、実績報告を誤り県の歳入予算に不足が生じたもの
- ・ 処分した固定資産について、主管課への処分報告を行わなかったため、貸借対照表の固定資産計上額に誤りがあったもの
- ・ 市町村に対する交付金について、改定された台帳価格で算出すべきところ、改定前の台帳価格で算出したため過大交付されたもの
- ・ 地中埋設物撤去工事について、事実と異なる工期で契約を締結していたもの
- ・ 本庁で所管する出先機関の行政財産（建物）に係る使用料・加算金の調定が約3年5か月遅延したもの
- ・ 特別児童扶養手当の支給事務において、支給時期を誤認し事務処理が遅延したことにより、手当の支給が20日間遅延したこと及び遅延利息が発生したもの
- ・ 現金領収事務について、領収した日付ではなく遡った複数の日付で領収書を作成するとともに、その領収書に合わせて現金出納カードを記載していたもの
- ・ 源泉所得税の支払において、税務署への支払手続が複数回遅延し、不納付加算金を生じさせたもの

指摘：事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項

注意：事務事業の執行に適正を欠き、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項

このほか、事務事業の執行に大きな影響を及ぼさない誤り等の改善事項の場合は、指導としています。

また、監査委員は、監査結果に基づき必要と認めるときは、県の組織または運営の合理化に資するために、監査結果の報告書に添えて、意見を提出できます。

2 随時監査

随時監査とは、定期監査が会計年度ごとに期日を定めて行うのに対し、県の事務事業の執行に関する課題や社会的に大きな課題になっている事項などについて、監査委員が必要と認めるときに随時に実施するものです。

<随時監査の実施状況>

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
実施機関数	2	0	1	0	0	0

<コラム> 随時監査と定期監査

随時監査と定期監査では、監査対象はどちらも「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」と同じです。異なるのは、会計年度ごとに期日を定めて行うのか（定期監査）、監査委員が必要と認めるときに行うのか（随時監査）という実施の時期のみです。

3 財政的援助団体等の監査

県の出資法人、補助金等が交付されている団体、公の施設の指定管理者を対象に、事業の執行状況、資金の出納状況、事業活動や施設の管理状況について、茨城県監査基準に基づいて監査を実施しています。

茨城県では、毎年度一定の基準に基づいて団体等を選定し監査を実施しています。令和6年度は、監査対象の延べ219団体のうち、28団体に対して監査を実施しました。

監査の結果

指摘、注意、意見はありませんでした。

<コラム> 財政的援助団体への監査の範囲

財政的援助団体への監査の範囲について、法律上は「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」と規定されています。実際には、県からの出資、補助、公の施設の指定管理ごとにその目的、会計規定に沿って事務が行われているか監査を行います。

監査権の及ぶ範囲は、あくまで財政的援助に係る出納その他の事務の執行であり、無条件に経営全般にわたる出納その他の事務の執行まで対象になるものではなく、また、財政的援助団体はそれぞれ自主的に活動を行っており、さらに独自に監査機能を持っていることから、そのことにも配慮、調整が必要になります。

4 行政監査

県の事務が法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、県民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかについて監査を実施しています。

監査の結果

令和6年度は、「ものづくり産業人材育成機関のあり方」をテーマに、産業界における技術者の人材不足対策が喫緊の課題であることを踏まえ、現在の産業技術専門学院（以下「産技専」という。）が職業能力開発校としての機能を十分に発揮しているかについて監査を実施し現在の産技専に係る問題、課題などを明らかにしたうえで、それらの解決に向け、より実態に即した施策を推進するための提言を行いました。

監査の着眼点(ものづくり産業人材育成機関のあり方)

- (1) 産技専の所管課である産業人材育成課は、ものづくり産業人材育成機関を取り巻く現状や課題、求められる人材像を示したうえで、産技専の設置意義や目的、本県にふさわしい将来像を明確化しているか。
- (2) 産業人材育成課は、産技専の現状をどのように分析・検証・評価し、随時見直しを行っているか。
- (3) 産技専は、時代に合った職業能力開発施設として十分に機能しているか。
- (4) 産業人材育成課及び産技専は、産業界との連携、企業ニーズの把握を十分に行っているか。
- (5) 産業人材育成課及び産技専は、産業界や県民に対する情報発信を十分に行っているか。

◇ 主な監査結果及び提言

1 課題

- (1) 県のものづくり産業人材育成機関の将来像が不明確
- (2) 産技専の役割及び位置づけが不明確
- (3) 継続的な見直しが不十分
- (4) 定員充足率が低い訓練科の存在
- (5) 産技専の認知度不足
- (6) 建物・設備の老朽化

2 提言

- (1) 県のものづくり産業人材育成機関の将来像の明確化
県が中心となって、産業界や有識者など関係者が、共通認識のもとに幅広い協議を行い、ものづくり産業人材育成機関の将来像を明確化して広く県民に提示することが必要である。
- (2) 産業技術専門学院における体制・施策の見直し
 - ① 組織・運営体制の再構築及び施策の定期的な検証・見直し
あるべき将来像や役割分担を踏まえ、社会的影響も考慮したうえで、統廃合を含めた組織・運営体制の再構築の検討を進める必要がある。
 - ② 効果が期待できる具体的施策の実施
 - ・運営の効率化
 - ・カリキュラムの見直し
 - ・訓練生確保に向けた対象拡大及び取組強化
 - ・魅力向上・イメージアップ戦略の強化
 - ・県有資産（建物、設備）の有効活用
- (3) ものづくり産業人材育成を支援するネットワークの形成
県産業戦略部が、地域の職業能力開発施設やものづくり産業関係団体はもとより、教育機関、中小企業支援機関、経済団体、行政機関、金融機関等を連携させるプラットフォームを構築するための事務局となり、ものづくり産業人材育成を支援する広汎なネットワークの形成を図ることが必要である。

<まとめ>

- ・「ものづくり産業人材育成機関のあり方」について、上記3つの提言を取りまとめた。
- ・「県立産業技術専門学院のあり方検討会」（事務局：産業人材育成課、令和6年6月設置）においても、上記3つの意見（提言）を十分に反映した議論を進められたい。
- ・今後の監査においても、ものづくり産業人材育成機関全般の連携状況や産技専の見直し状況について、適宜注視していく。

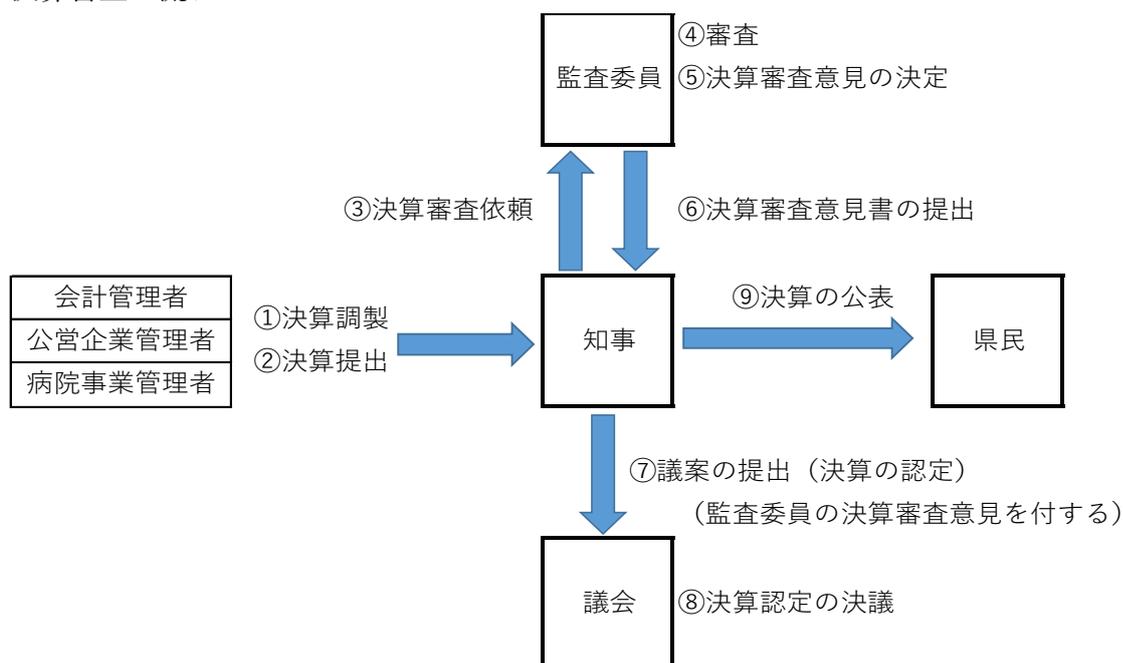
<コラム> 行政監査の範囲

行政監査の範囲について、法律上は「必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる」と規定されています。実際には、地方公共団体は地方自治法において、最少の経費で最大の効果を挙げ、常に運営の合理化に努めることとされていますので、事務の執行が、経済的、効率的、効果的に行われているか監査をしています。

5 決算審査及び基金運用状況審査

監査委員は、知事の依頼に基づき、普通会計（一般会計・特別会計）及び企業会計（水道事業、病院事業等）の決算や、基金の運用状況を審査し、意見書を提出します。知事は決算に監査委員の意見を付けて議会の認定を受けます。

決算審査の流れ



(1) 決算審査

① 令和5年度茨城県歳入歳出決算審査（普通会計）

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 決算の計数は正確であるか
- ・ 予算執行は、適正かつ効率的に行われているか
- ・ 収入及び支出に係る事務は、関係法規に適合して処理されているか

審査の結果

令和5年度茨城県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票等と合致し、正確であることを確認しました。

予算の執行は、事務の一部に改善を要する事項が見受けられたが、概ね適正に処理されているものと認められました。

審査意見

健全な財政構造の確立について

・ 歳入は、経済状況や国の財政状況等により大きな影響を受けることから、今後も注視していくことが必要である。

歳出は、定型業務の効率化・省力化や経費の節減合理化などの改革への取り組みに一定の成果が認められる。

・ 今後も社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、財政構造はこれまで以上に硬直化が見込まれる。

引き続きあらゆる歳入確保対策に取り組み、将来にわたって持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

・ 令和5年度は県債発行を抑制するとともに県債の繰上償還により利子負担の軽減を図ったところであるが、将来の世代に負担を残さないためにも、引き続き県債残高の縮減に努め、プライマリーバランスにおける黒字が継続するよう財政健全化の推進に努められたい。

収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

・ 一般会計における収入未済額は、前年度に比べて2億54百万円増加し、52億80百万円となった。

・ 収入未済額の主なものは県税であるが、前年度に比べて1億76百万円増の41億1百万円となった。

今後とも、税負担の公平性と歳入確保の観点から、引き続き税目ごとの特性に応じたさまざまな徴税対策を行い、県税収入の確保に努められたい。

・ 県税以外の収入未済額については、弁護士法人への債権回収業務の委託や法的措置業務の委任などを活用しながら、引き続き債権回収に努められたい。

財産の管理・処分について

・ 公共施設等の管理については、「茨城県公共施設等総合計画」に基づき長寿命化対策に取り組んでいるところであるが、令和5年度の行政監査「公共施設の老朽化（長寿命化）対策」の提言を受け、遅延していた施設の法定点検を直ちに実施するなど、短期的に取り組むべき事項に対し、速やかに対応が進められている。今後も、提言趣旨を踏まえ、引き続き計画的な予防保全による長寿命化対策の推進に一層努められたい。

・ 分譲を目的とした保有土地については、前年度に比べ27ha減少しており、引き続き企業立地補助金等の立地促進策を活用して工業用地等の処分推進に努められたい。

事務事業の適正な執行について

・ 定期監査を実施した結果、教育庁において、工事入札の誤りにより本来失格者となるべき者を落札者とした事例（県立石岡商業高等学校）、生産物・動物の売払いに係る一連の事務に多数の不備や遅延があった事例（県立水戸農業高等学校）、総務部（税務課）において自動車税種別割の課税誤りによる還付金が発生した事例、土木部（道路

建設課)において任意団体の活動資金を私的に使用した事例など著しく適正を欠いた指摘事項が認められた。

これらの指摘事項のほか、所属内における引継ぎの不徹底や内容の理解不足に加え、出先機関の対応状況の把握や課題に対する主管課の認識不足などの点において問題があった事例が認められたため、本庁と出先機関及び部局内での事務事業の執行体制の再確認も行った上で、チェック機能の強化等を図り、真に実効性のある内部統制の推進に努められたい。

- ・ また、少子化対策や労働力確保対策など、部局横断的に連携していくことが強く求められる施策については、これまで以上に政策判断を行う所属がイニシアチブをとり、全庁的に取り組まれたい。
- ・ さらに、本県の基幹となるものづくり産業における人材育成機関のあり方について、主に産業技術専門学院を対象に行政監査を実施しているところであり、年内に提言することとしている。※
- ・ 一方、県のリーダーシップのもと、関係者間の連携により県民の生活や県内経済活動に大きく貢献したものとして、全国トップクラスの企業誘致実績の維持、過去最高額となった農産物及び加工食品の輸出実績、「茨城デスティネーションキャンペーン」の実施による観光需要の喚起などのほか、「令和6年能登半島地震」に対する全庁的な被災地支援の実施については、評価出来得る。
- ・ これらの成果について、広く県民に分かりやすく公表するとともに、今後も、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、常に経済性・効率性・有効性を念頭に置きながら事務事業の適正な執行に努められたい。

※令和6年9月27日提言公表済み

<コラム>

○プライマリーバランス

公債費を除く歳出が、県債・基金繰入金等を除いた歳入で賄えているかどうかを示す財政収支のこと。

- ・ 令和5年度一般会計の歳入歳出決算におけるプライマリーバランス
⇒1,002億円の黒字(前年比427億円増加)

② 令和5年度茨城県公営企業会計決算審査(企業会計)

水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業の各会計の決算について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・ 決算書類が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ・ 事業の運営が経済性を発揮するとともに、公共性の確保がなされているか

審査の結果

決算書類は、各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していました。また、事業の運営については、概ね適正に行われたものと認められました。

審査意見

水道事業・工業用水道事業・地域振興事業について

- ・ 全体で 109 億 7 千万円余の当年度純利益を計上し、経営状況は前年度にも増して良好に推移。
引き続き「企業局経営戦略」に基づき健全経営の維持に努められたい。
- ・ 水道事業、工業用水道事業については、管路の耐震化や老朽化施設の改築・更新などの危機管理対策を計画的に進め、引き続き、安全で良質な水の安定供給に努められたい。
- ・ 地域振興事業については、立地推進部や関係市町村と連携し着実に事業を進められたい。

病院事業について

- ・ 全体で前年度の純利益 15 億 6 千万円余から 19 億円余減少し、3 億 4 千万円余の当年度純損失を計上。
- ・ 中央病院においては、今後は、患者数の増加や診療報酬加算の確実な取得などによる収益確保や診療材料の見直しなど徹底した経費削減に努められたい。
- ・ こころの医療センターにおいては、今後も、病院の役割・機能に対応する診療報酬の的確な取得などによる収益確保や診療材料の見直しなど徹底した経費削減に努められたい。
- ・ こども病院においては、今後も、病床利用率の向上等による収益の確保や、効率的な管理運営に努めるよう指定管理者を指導されたい。
- ・ 中央病院、こども病院は、施設の狭隘化・老朽化が課題であり、解決に向けた検討を早急に進められたい。

下水道事業について

- ・ 全体で 10 億 9 千万円余の当年度純利益を計上し、経営状況は前年度に引き続き良好に推移。
- ・ 鹿島では下水道料金収入の増加など、流域では電気料金高騰対策に係る交付金の増加などにより前年度に比べ利益幅が増加し両事業とも純利益を計上している。
- ・ 施設の老朽化が進行している中、今後も「ストックマネジメント計画」に基づく施設の改築・更新や、耐震補強を計画的に進めるとともに、引き続き「茨城県下水道事業経営戦略」に基づき健全経営の維持に努められたい。
- ・ 本県の汚水処理人口普及率は全国的にみて低い状況にあることから、「生活排水ベストプラン」に基づき、より効率的で持続可能な汚水処理事業の運営を図られたい。

<コラム>

○地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や、下水の処理、医療の提供など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行っております。これらの事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでいます。

○ 令和5年度茨城県基金運用状況審査

茨城県美術資料取得基金及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金について、次の諸点に主眼を置いて審査を行いました。

- ・運用状況調書の計数は正確であるか
- ・運用は、設置の目的に沿って、所定の手続きに従い、确实かつ効率的に行われているか

審査の結果

計数は正確であることを確認しました。

また、各基金とも設置の目的に沿って、所定の手続きに従い、确实かつ効率的に運用されているものと認められました。

審査意見

今後とも基金の設置目的に沿って、需要動向を的確に把握し、确实かつ効率的な運用に努められたい。

<コラム>

○茨城県美術資料取得基金

茨城県近代美術館及び茨城県陶芸美術館の用に供するための美術資料を円滑かつ効率的に取得するため設置されている。

○発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金

発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置されている。

6 健全化判断比率等審査

知事は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と資金不足比率を、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、また、その比率を公表しなければなりません。

監査委員は、知事からの依頼を受け、各比率の算定に誤りはないか、算定基礎事項書類が適正に作成されているかなどを審査し、審査意見書を知事に提出します。

審査の結果

①健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、早期健全化基準を超えているものはありませんでした。

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	9.3%	9.3%	25%
④将来負担比率	166.0%	170.0%	400%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であり算定されないことから「—」と記載しています。

②資金不足比率

審査に付された資金不足比率は適正に算定され、算定基礎事項書類は適正に作成されているものと認められ、対象となる公営企業会計等において資金不足額は生じていませんでした。

審査意見

本県の財政は、徐々に改善傾向にあるものの、急激に進行する人口減少・少子高齢化に加え、激甚化する自然災害、老朽化するインフラ、不透明な社会情勢などを勘案すると、予断を許さない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努められたい。

<コラム> 健全化判断比率について

- ①実質赤字比率：一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ②連結実質赤字比率：全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③実質公債費比率：公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

<コラム> 本県において資金不足比率算定の対象となる公営企業会計等（8会計）
水道事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計、病院事業会計、
鹿島臨海都市計画下水道事業会計、流域下水道事業会計、港湾事業特別会計、
都市計画事業土地区画整理事業特別会計

7 内部統制評価報告書審査

知事からの審査依頼に基づき、財務事務に係る内部統制の評価報告書について、内部統制の評価に係る資料及び定期監査の結果等により審査を行い、意見書を提出します。知事は、内部統制評価報告書に監査委員の意見書を付して議会に提出します。

内部統制評価報告書の審査は次のような観点から行います。

- ・茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- ・内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

知事が作成した令和5年度内部統制評価報告書について、必要に応じて関係部局に説明を求めるとともに定期監査等において得られた知見を利用し、審査を行いました。意見書は、監査委員の合議を経て、知事に提出しました。

審査の結果

令和5年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると判断しました。

[参考] 令和5年度茨城県内部統制評価報告書の概要

<評価手続>総務省のガイドラインに基づき、財務に関する事務に係る評価を実施。

<評価結果>評価対象期間（令和5年度）中における運用上の重大な不備（※）を把握したため、県の財務に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断。

※重大な不備（2件）

- ・令和元年6月の条例改正において、令和元年9月以前に初回新規登録を受けたキャンピング車等については引き下げ前の税率を適用する改正が漏れ、課税の根拠がなく過大な税率で課税した。
- ・特別児童扶養手当の支給事務において、令和5年11月の定時支給日に支払うべき手当の一部について支払遅延が発生した。

<コラム> 内部統制と定期監査

監査委員は、地方自治法に基づき、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行うこととされています。

この審査を適切に行うため、県の各機関に対して定期監査を行う際、内部統制の取組状況を確認することとしています。また、内部統制評価報告書に記載された重大な不備については、その後の措置状況を併せて確認することとしています。

なお、定期監査の方法等については、内部統制の進捗状況を踏まえ、適正な財務事務の執行に資するよう、引き続き検討してまいります。

8 住民監査請求に基づく監査

住民監査請求とは、県民の方が、県の執行機関や職員による財務会計上の違法または不当な行為があると認めるとき、監査委員に対して監査を求め、その行為の防止や是正等の必要な措置を講じるよう請求できる制度です。

住民監査請求の対象となるのは、県の執行機関や職員の違法または不当な財務会計上の行為により、県に損害を生じさせるものです。なお、財務会計上の行為とは、次に掲げるものです。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公金の支出 | (4) 債務その他の義務の負担 |
| (2) 財産の取得、管理、処分 | (5) 公金の賦課、徴収を怠る事実 |
| (3) 契約の締結、履行 | (6) 財産の管理を怠る事実 |

令和6年度は住民監査請求が2件あり、いずれも法の定める要件を満たしていないことから却下としています。

【参考】年度別請求件数及び結果（令和2年度～6年度）

年度	請求件数	取下げ	却下	監査実施（結果）	備考
R 2	1 2		1 1	1（棄却1）	
R 3	1			1（棄却1）	
R 4	5		3	2（棄却2）	
R 5	3		3	—	
R 6	2		2	—	
計	2 3		1 9	4（棄却4）	

<請求に係る処理結果の区分>

「勧告」：監査の結果、請求に理由があると認められるため、必要な措置を勧告

「棄却」：監査の結果、請求に理由がないと認められるため、請求を棄却

「却下」：請求が法の定める要件を満たさないため、監査を実施せず却下

<コラム> 住民監査請求と住民訴訟

住民監査請求に基づく監査委員の監査の結果に不服がある場合、請求をした住民は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。

なお、住民訴訟は、住民監査請求を経なければなりません（住民監査請求前置主義といわれます）。

また、住民訴訟の対象は違法な財務会計行為であり、不当なものについては、住民監査請求の対象にはなりますが、住民訴訟の対象外となります。

V 監査結果に対する措置状況

1 監査結果に対する措置状況

令和6年度の監査結果を知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長に通知し、知事等から監査委員に対して改善措置を講じた旨通知がありました。

これらの措置については、茨城県ホームページで公表していますが、内容は次のとおりです。

知事の措置状況

指摘等の内容	措置状況
ウクライナ避難民支援事業に係る国庫補助金受入れ事務において、実績額報告を誤り県の歳入予算に不足を生じさせた	<ul style="list-style-type: none"> ・国費事務担当職員が変わる場合の引継書には、当該事業に係る国費受入額について必ず明記するとともに、複数職員による引継ぎを徹底することとした。 ・国の交付金とりまとめ担当課への確定額報告時には、複数職員で、対象経費の積算根拠の確認を行い、受入額をチェックするとともに、報告額等に誤りがないか前任職員への確認を徹底することとした。 ・部全体の取組として、国庫金執行管理表に収入受入れに関するスケジュール等を記載する部独自のルールを定め、担当課と幹事課の両方で進捗を確認するようにしたほか、幹事課においても定期的に国庫金執行管理表と予算書等との突合を行い、記載事業や項目等の漏れが無いかを確認する等、チェック体制の強化を図ることとした。
過去に処分した固定資産について、事業主管課への処分報告を行わなかったため、貸借対照表の固定資産計上額に過誤があった	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産を適正に管理するため、令和7年度までに現物が確認できない固定資産の除却処分を完了させることとした。 ・令和6年度においては、本庁事業主管課と協議し作成した「手順書」に基づき固定資産の実地調査を行い、処分理由の特定ができたものについて、除却を進めていく。 ・令和6年度の実地調査でも処分理由が特定できず除却できなかったものについては、令和7年度末に本庁事業主管課に全て処分報告を行い、決算整理により除却処分を完了させることとする。 ・今後の再発防止策として、資産の更新等の際に

	<p>は、用途廃止する資産の処分報告を行う部署と他部署との連携を図り、複数職員による相互チェックをすることにより資産の適切な管理に努め、処分報告に漏れがないよう徹底する。</p>
<p>県有資産所在市町村交付金の算定において、誤って改定前の公有財産台帳価格で交付金を算出したため、交付金が過大に交付された</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の算定の際には、新たに作成したチェックシートを活用し、建物台帳の価格改定の有無を確認するとともに、固定資産評価額などの根拠資料や計算式を担当者以外の複数の職員で確認することとした。 ・建物台帳の価格改定は、3年ごとに行われることから、事務処理に遺漏が生じないよう、担当者に加え、担当グループ補佐及び課出納員の事務引継書にも記載するよう改善し、再発防止に努めることとした。
<p>自動車税(種別割)の課税事務において、県税条例改正時に改正漏れが発生したことにより、令和元年度から5年間に渡り、納税者3,156名に対し、税額を合計13,786,100円過大に課税した</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件に係る過大課税額について、令和6年2月28日までに納税者への還付手続きを完了した。 また、令和6年第1回定例会において、自動車税種別割の税率に係る条例改正を行った。 ・本件は、条例改正を担当するグループと他の関係グループとの連携不足や組織的なチェック体制が不十分であったことが主な原因であるため、令和6年1月に課内にワーキングチームを設置することにより、条例改正時のチェック体制を強化した。
<p>本庁課が事務局を務める団体の事務において、担当職員が内部決裁を経ずに定期預金の解約や金融機関の払戻請求書への届出印の無断押印を行ったこと、また、内部決裁を経た後、支出決定額よりも多い金額を記載することにより、令和5年8月30日から令和6年4月25日までの間、計30回にわたり、合計3,252,070円を不正に引き出し、私的に使用していた。</p>	<p>届出印及び預金通帳は、別々の場所に常時施錠して保管し、また、支出の際は、届出印の管理者が金融機関の払戻請求書に記載された金額を確認のうえ押印するとともに、払い戻し後の記帳された預金通帳を確認することで、再発防止に取り組んでいる。</p>
<p>県施行の土地区画整理事業の実施に基づく土地の賃借料の算定において、支払対象でなくなった者を長期間に渡り含</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月21日までに過払いの相手方3名全てから返納を完了した。 ・再発防止策として、支所長が、賃借料支払に係る事務のチェックを徹底して行う体制を構築した。

<p>めたままとしたため、賃借料の過払が続いた</p>	<p>具体的には、チェックリストを作成・共有し、複数の担当者によるトリプルチェックを実施することとした。</p> <p>併せて、関係各課においてそれぞれ作成していた対象者・対象地の一覧表、賃借料支払調書のファイルを一元化したほか、賃借面積や金額などの数値を他資料と突合することにより、数値でエラーを可視化できるようにした。</p>
<p>特別児童扶養手当の支給事務において、支給時期を誤認し事務処理が遅延したことにより、75名分、12,449,280円の支給が20日間遅延したこと及び遅延利息17,400円が発生した</p>	<p>・支給遅延した特別児童扶養手当及び遅延利息について、令和5年11月30日までに受給者への支給手続を完了した。</p> <p>・特別児童扶養手当の有期再認定事務について、再認定に必要な書類の提出依頼から手当支給に至るまでの手続と予定時期を記載した進行管理表を作成して地域福祉室内で共有し、室長及び室長補佐が事務手続に遅れが生じていないか定期的に確認することで組織的に事務の進捗管理を行える体制を整えた。</p>
<p>現金領収事務について、領収した日付ではなく遡った複数の日付で領収書を作成するとともに、その領収書に合わせて現金出納カードを記載していた</p>	<p>・今後は、実際に領収した日付・金額で領収書及び現金出納カードを作成することとし、その記載内容については、領収した者とは異なる担当及び次長兼課長が確認することとする。</p> <p>・使用料は毎日徴収することとし、許可書（様式第9号）の裏面の許可条件にその旨加えることとした。</p>

教育委員会教育長の措置状況

指摘等の内容	措置状況
<p>行政財産（建物）に係る使用料について、調定を失念し、最長約3年5ヶ月遅延していた</p>	<p>・調定漏れが判明後、速やかに金額の積算や会計管理課への照会等を行い、令和5年8月31日に調定決議をし、令和5年9月15日に相手方から納入された。</p> <p>・所属長及び総括課長補佐が、調定時期や期間が確認できる使用許可・貸付台帳を作成し、特に期間が1年を超える使用許可や貸付は手続きの漏れがないかを課全体として、チェックをする体制を整えた。</p>
<p>源泉所得税の支払において、税務署への支払手続が複数回遅延し、不納付加算金を生じさせた</p>	<p>・支払処理スケジュールを事務室内ホワイトボードに記入して情報を共有し、急用などで担当者が不在の場合は、副担当者が払出票を起票し、事務長が起票内容を確認する体制をとった。</p>

公安委員会委員長の措置状況

指摘等の内容	措置状況
<p>交番建設工事に関連する地中埋設物撤去工事について、工事完了後、事実と異なる工期で契約を締結していた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課長は、予算執行や会計手続等に疑義が生じた際には、課内での検討を徹底させ、予算事務を所掌する会計課をはじめ、関係各課へ確認させた上で判断する。 ・担当課長は、課員等に対し、会計課主催の会計事務研修を受講させ、財務会計事務の知識向上に努めさせる。 ・工事契約のチェックリストに契約変更に関する項目（設計変更の可否、予算措置、変更工事価格の積算方法、契約期間）を追加した。担当、副担当のダブルチェック後、所属の出納員（課長代理）が確認する。

VI 外部監査制度

1 外部監査制度とは

外部監査制度とは、現行の監査委員制度とは別に、地方公共団体が弁護士や公認会計士等と外部監査契約を締結し、財務等についての監査を受けようとする制度です。なお、茨城県では、総務部が所管しています。

この根拠となる改正地方自治法が平成9年6月4日に公布され、平成10年10月1日に施行されています。

この制度は地方分権の推進に伴い地方行政の整備・確立を図るとともに地方公共団体の行政の適正な運営を確保するために、

- ・地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化
- ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保

という2つの観点から創設されました。

(1) 外部監査の仕組み

各普通地方公共団体が議会に議決を経たうえで外部監査人と契約を締結し監査を実施するもので、全体的な監査を実施する包括外部監査と特定の案件ごとに契約する個別外部監査の2種類があります。

ア 包括外部監査

外部監査人が自治体の執行する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要と認める特定の事件（テーマ）について監査を行います（年1回は最低でも監査を実施し報告書を提出する）。

① 対象団体

- ・都道府県、政令指定都市、中核市については義務付け。
- ・その他の市町村は条例で定めることにより導入することができる。
- ・財政援助団体等も条例により導入することができ、本県でも監査対象としている。

② 契約

普通地方公共団体の長が毎会計年度に議会の議決を経て一の者と締結します。但し、同一者との契約は連続3回までとなっています。

イ 個別外部監査

本来は監査委員が実施する次の監査請求及び要求を外部監査人が特例としてその請求等の都度に監査します。

- ・選挙権を有する者（50分の1以上の署名が必要）からの事務監査請求
- ・議会からの監査請求
- ・長からの監査要求
- ・長からの財政援助団体等の監査要求
- ・住民からの監査請求

① 対象団体

条例により定めた普通地方公共団体において実施できます。

② 契約

普通地方公共団体の長が監査請求及び要求があった都度に議会の議決を経て一の者と締結します。（包括外部監査人と個別外部監査契約を締結する場合は、締結後に直近の県議会に報告すれば足りる。）

ウ 外部監査人

① 弁護士

② 公認会計士

③ 国や地方自治体で行政経験があり、監査事務に精通している者（但し、知事、副知事、出納長、監査委員の親族等、議員、職員及び職員OBを除く）。

④ 税理士

エ 外部監査人の監査にあたっての義務等

① 守秘義務

外部監査人は監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっています。外部監査人でなくなった後であっても同様です。

② 刑法その他の罰則の適用

外部監査人は監査の事務に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととなっています。

オ 外部監査人の監査事務の補助

外部監査人は監査の事務を補助させることができます。

この場合、外部監査人はあらかじめ監査委員に協議しなければならないとされています。

カ 外部監査人と監査委員の関係

① 外部監査人と監査委員との関係

- ・外部監査は、監査を実施するに当たっては監査委員にその旨を通知する等の相互連絡を図り、また、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮することが必要です。
- ・外部監査人の求めに応じ監査委員の監査事務に支障の来さない範囲内において、監査委員の事務局長、書記、その他の職員を外部監査の事務に協力させることができることとされています。

② 議会、長その他の執行機関、職員との関係

外部監査人の監査を受けるにあたっては、適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならないとされています。

③ 議会との関係

普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関して必要に応じ外部監査人又は外部監査人であった者に説明を求めたり意見を述べたりすることができることになっています。

キ 外部監査に関する監査委員の意見

- ・外部監査人との契約及び解除について長に意見
- ・外部監査人の監査結果に関し必要と認めるとき、長、議会等に意見
- ・個別外部監査請求(住民監査請求を除く)について、監査委員の監査に代えて外部監査によることについて長に意見

ク 監査委員による公表等

- ・外部監査人補助者の告示
- ・外部監査結果報告の公表
- ・外部監査結果に基づく措置の公表

(2) 本県の実施状況 (令和6年度)

テーマ

- ・基金等の管理と運用について

外部監査人

小笠原 隆 (公認会計士)

Ⅶ 監査委員事務局

1 監査委員事務局

監査委員（４人）の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。
監査委員事務局長以下 18 人が、監査委員の指示に従って、事前の調査や検査を行い、監査委員を補助しています。

